

議 事 録

令和5年7月31日（月）午後1時30分から福井市役所本館8階第8AB会議室において7月定例会が開催された。

○議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第20号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	原案どおり可決
第21号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第22号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第23号議案	農地法第5条第1項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請について	〃
第24号議案	現況証明について	〃
第25号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第26号議案	空き家に付属した農地指定の解除について	〃
第27号議案	令和5年農地利用状況調査について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第27号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第28号報告	農地法第3条の3の規定による届出の確認について
第29号報告	農地法施行規則第29条第1号の規定による転用の届出の確認について
第30号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第31号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第32号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

3 その他

○出席委員 33名

1番	清水	江梨華	
2番	渡邊	源治	
3番	寺井	重治	
4番	伊藤	義明	
5番	松田	三代	
6番	前川	雅彦	
7番	小寺	辰夫	(会長職務代理者)
8番	齊藤	和栄	
9番	藤田	佳光	
10番	内田	一朗	
11番	小川	喜久子	
12番	岩佐	實代	
13番	荒川	幸洋	
15番	前川	秀人	
16番	北川	健	(参与)
17番	伊川	憲邦	
18番	中川	洋一	
19番	池田	敏雄	(参与)
20番	志野	佑介	
21番	村嶋	哲郎	
22番	吉岡	晶美	
23番	西岡	得雄	
24番	杉本	英夫	
25番	鈴木	謹一	
26番	豊岡	敏広	(参与)
27番	辻	邦晴	
28番	平元	理	
30番	野路	直美	
31番	齊藤	藤伸	
32番	山田	正則	
33番	廣部	厚	
34番	山本	清幸	(会長)
35番	田村	洋子	

○欠席委員 2名

14番	東藤	美智子
29番	堀内	浩徳

○説明のため出席した者

農政企画課

副主幹 海道久史

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局長 南 京 良 幸

局次長 加 藤 雅 和

課長補佐 谷 口 智 樹

主 幹 土 田 智 大

副主幹 三 木 真 人

副主幹 岸 美 帆

主 査 岡 本 恵利佳

主 査 前 田 大 貴

主 事 伊 東 優 子

開 会 午後1時30分

(山本会長挨拶)

議 長
(34番
山本 清幸
会長)

それでは、ただ今から7月の定例会を開催いたします。
なお、堀内委員、東藤委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。
議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号3番 寺井委員、4番 伊藤委員、ご両名よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。
第20号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局
農政企画課

(第20号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第20号議案を原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用集積等促進計画（案）について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
したがって、第20号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用集積等促進計画（案）に対しては異議なしと意見決定いたしました。
続きまして、第21号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第21号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第21号議案中、15番、砂子田町の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号23番 西岡委員には審議終了まで退席をお願いします。

《西岡委員 退席》

議長

それでは、第21号議案中、15番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

4番
伊藤 義明
委員

中間管理機構の特例事業はどういうものか、教えてもらえますか。

事務局

農地中間管理機構の事業の特例の概要を申し上げます。

離農農家や規模縮小農家から農地中間管理機構が農地を買い入れて、規模拡大等による経営の安定を図ろうとする農業者に対して、農地の受け渡しを行う事業です。

まず、地主から農地中間管理機構が農地を買い入れ、その後その農地を欲しいという受け手農家に売り渡す、その間に中間管理機構が入るような売買になります。

どういった時にそれが利用されるか、メリットがあるのかと言いますと、例えば受け手と出し手のタイムラグの解消、事情により早く農地を売りたい農家と営農上ちょうど良い季節に買いたい農家、そこにタイムラグが生じることがありますので、その調整を中間管理機構が中に入って行う、あるいは、近所の農家と売買交渉をしたくない等の心理的抵抗がある場合に、間に中間管理機構が入って交渉も行う、というメリットがあります。

地主から中間管理機構が農地を買い上げることを6月定例会で報告させていただいておりまして、7月は中間管理機構が買い上げた農地を買い手に売る、というのが議案として上がっております。

4番
伊藤 義明
委員

特例事業ということで税金上の優遇措置等が特例に入るのではないかと思いますのですが、今の話だと普通の売買と変わらないと思うのですが、そこら辺りはどうなのですか。

事務局

税制上の特例もありまして、農地を売りたい地主は譲渡所得の特別控除を受けることができます。

また、登記事務を中間管理機構がしてくれます。

農地を買う方は、不動産取得税が3分の1になります。

買い手が認定農業者の場合は手数料も無料になる等、メリットが大きい事業なのですが、この事業を受けるためには中間管理機構の細かい要件がありまして、中間管理機構がこの事業を適用して初めて受けれる事業になります。

4番
伊藤 義明
委員

普通の斡旋事業がありまして、斡旋事業にも特例があったのですが、この特例事業と変わっているところはあるのですか。

事務局

斡旋事業についても税制上の特別控除は受けれますが、登記事務については個人個人でしてもらいます。

この特例事業は間に中間管理機構が入ってくれることで、事務作業もしてくれ、手数料も無料になります。

19番
池田 敏雄
委員

農家から「もう作れないから誰か買いたい人はいないか」と相談を受けた時に、どうしたら良いのかということで、今、話を聞くと、ここへ駆け込めば斡旋してくれるように聞こえるのですが、いろいろ規程があるのでしょうか、タブレットで皆さんと情報を共有する必要があると思います。

今言った問題で、誰かと誰かが、ニーズとシーズが合えば良いのですが、どう斡旋していいか分からない時は中間管理機構へ、という話でやれるのならベストなのですが、中間管理機構が土地の所有者になり、中間管理機構から買うことになるので、かなり厳しい条件があるのではないのでしょうか。

そういった条件を、簡単なガイドラインを、タブレット型端末機に載せてほしいと思います。

事務局

来月の定例会後に、ふくい農林水産支援センターの方から制度についての説明をしていただく時間を設ける予定ですので、資料もあると思いますし、その時に質問等もしていただけたらと思います。

33番
廣部 厚
委員

売り手がお金を早く欲しいから、半年間だけ中間管理機構が間に入るという話で、登記はしないのではないのですか。

一時的でも登記はするのですか。

事務局

一時的でも登記はします。

議長

他にございませんか。

(特に声なし)

議長

他にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第21号議案中、15番の案件に対し、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
西岡委員に入場をお願いします。

《西岡委員 入場》

議長 西岡委員に報告します。
第21号議案中、15番の案件につきましては、原案のとおり許可いたしました。
次に、第21号議案中、15番を除いた案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長 特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第21号議案中、15番を除いた案件について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第22号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」及び第23号議案「農地法第5条第1項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請について」を一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (第22号議案ないし第23号議案 説明)

議長 今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました清水委員から報告をお願いします。

1番 清水 江梨華 委員 第22号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は、7月21日(金)、調査委員は私と小寺会長職務代理者、地区担当委員1名と事務局3名の計6名で行いました。
調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第22号議案及び第23号議案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第22号議案中、1番については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることを条件に許可することとします。

続きまして、第24号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第24号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました清水委員から報告をお願いします。

1 番

清水 江梨華
委員

第24号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は7月21日、私と小寺会長職務代理者、地区担当委員5名、事務局3名の合計10名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第24号議案を原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

7番
小寺 辰夫
会長職務代
理者

第26号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。
調査日は7月21日、私と清水委員、地区担当委員である池田委員、事務局
3名の合計6名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対
象地の現況は、耕作されており、遊休農地が解消されたことが確認できた
ので、空き家に付属した農地の指定を解除して問題ないものと思われま
す。
以上でございます。

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

4番
伊藤 義明
委員

3年経ったらという説明がありましたが、現在まだ3年経っていません。
それでも解除して良いのでしょうか。

事務局

3年以上継続して耕作するというのは、指定するときの条件でして、解除に
ついては3年以上経たなくても遊休農地を解消した時点で解除することとなっ
ております。
3年以上耕作していただくということは誓約書としていただいているので、
解除したので耕作しなくても良いですよ、ということにはなりません。

4番
伊藤 義明
委員

3年耕作しなかった場合はどうなるのですか。

事務局

誓約していただいているので、3年耕作していただくように指導していくし
かないです。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第26号議案を原案のとおり解除することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第27号議案「令和5年農地利用状況調査について」を議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第27号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第27号議案を、原案のとおり決定し、調査を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

委員の皆様には お忙しいことと存じますが、調査にご協力のほどよろしく
お願いします。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事
務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第27号報告 ないし 第32号報告を、一括して議題といたしま
す。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第27号報告ないし第32号報告 説明)

議長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。

事務局からお願いします。

事務局

(地区担当職員の配置について 説明)

(福井市農業委員会の名簿について 説明)

(令和6年度農業政策に関する提案について 説明)

(今後の日程について 説明)

議長

本日の審議内容の総括を、小寺会長職務代理者よりお願いします。

7番
小寺 辰夫
会長職務代
理者

本日の定例会は、第20号議案から第27号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。

また、第27号報告から第32号報告まで全て確認をさせていただきました。

以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、7月の定例会を閉会いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後2時55分